



上海市で公布された地方法規及び政府通達の最新情況

(2021年8月~2021年10月現在)

日中経済協会 上海事務所

注1：公布機関はいずれも上海市の立法機関および行政機関である。
注2：外商投資企業にとって留意すべきと思われる法令をまとめたものである。

NO	文件番号	法令あるいは政府通達の名称	公布機関	公布/施行期日	内容の概略
1	滬財発[2021]4号	『上海市契約税適用税率の基準等に関する通知』	市財政局 国稅総局 上海稅務局	2021/8/19 公布 2021/9/1 施行	『中華人民共和國契約税法』の第三条および第七条の規定に基づいて公布した通知。個人あるいは組織が土地所有権の譲渡、建物の所有権の売買、贈与、交換、物権の価額を以て現物投資する場合、同じく物件価額を以て債務を償還する場合等の行為をなす場合は、上記の法令に基づいて契約税を納付しなければならないが、本通知では現行の税率(3%)の減免措置を受けられるケースを定めている。主に、人民政府による収用、立退き等に起因して新たに土地や建物の権利を取得する場合ではその価額に応じて契約税の減免措置を受けられるが、価額に応じて減と免があるので精査する必要がある。また自然災害等の不可抗力で消滅した住居に代わる新たな物件を入手する場合でも本通知の規定を適用できる。なお本法令に関連する通知としてすでに本レポートでは2020年4月に公布された『上海市「中華人民共和國契約税暫行条例」の貫徹に関する若干意見』(滬府規[2020]9号)を解説している。
2	滬人社養[2021]287号	『2021年以後に退職手続を行った者が享受する一時性補充養老金の待遇に関する通知』	人力資源社会保障局	2021/8/20 公布 2021/8/16 施行	法定定年退職者が退職時に一時一括支給で享受できる補充養老金に関する通知で、本規定の適用を受ける場合の条件(就業時期、退職時期、職種・職位、労働模範等の名誉称号の有無等)、およびその申請方法を定めている。外商投資企業では一般的にはこの種の退職者は抱えていないと思われる。
3	滬商促進[2021]208号	『上海市多国籍企業のリージョナル・ヘッド・クォーターの発展基金の使用管理弁法』	市商務委員会 市財政局	2021/8/23 公布	上海市人民政府は、多国籍企業のRHQ(リージョナル・ヘッド・クォーター)の設立を奨励する法令として2019年に『上海市多国籍企業のRHQの発展に関する若干の意見』(滬府規[2019]30号)(本レポートで解説済み)、さらに『上海市多国籍企業RHQ設立奨励規定』(滬府規[2019]31号)を施行して外資多国籍企業に対して全30項目にわたる規制を撤廃した。また翌年に、『上海市外資研究開発センターの設立と発展を奨励する規定』(滬府規[2020]15号)(本レポートで解説済み)を公布して、上記の法令とセットで外国企業によるRHQの設立と運営をサポートしてきた。本弁法は、前出規定中の「外資研究開発センター」の呼称を「グローバル研究開発センター」と改め、所定の条件を満たす組織には中国国内の分支機構も「関連組織」と認定して事務所の賃貸費用等の資金的なサポートを受けられるとしている。
4	国稅総局上海稅務局他四部門による通告[2021]3号	『上海市保険費徴収事項に関する通告』	国稅総局上海稅務局 市財政局 人力資源社会保障局 市医療保障局 人民銀行上海分行	2021/8/30 公布 2021/9/1 施行	社会保険費の管理運営に関連する政府5部門が連名で公布した法令で、社会保険費資金の清算に関わる規定に基づいて、社会保険に加入する企業は、特別な事情がある場合を除き、毎月末日の前日(営業日)の20時までに保険費を納付し、当月分として社会保険徴収機構が記載し、国庫に繰り入れることになるが、納付と記載が滞りた場合は個人の社会保険権益記録に影響を及ぼすとしている。外商投資企業の労務管理部門にとっては必見の法令である。
5	滬府発[2021]14号	『虹橋国際開放ハブ中央ビジネス地区「十四五」プランに関する通知』	市人民政府	2021/9/7 公布	上海市人民政府が「第14期五カ年計画」に編入した虹橋経済開発区における再開プランに関する行政通知。本件についてはすでに2021年1月に『上海市国民経済・社会発展第14期五カ年計画および2035年将来目標綱要』、さらに2021年3月に虹橋地区と長江デルタ地帯の有機的な一体化を一段と進めるために「虹橋国際開放ハブ建設総合プラン」を策定しているが、この2つの総合開発計画案において虹橋地区の位置と役割と重点目標を開陳している。虹橋地区と長江デルタ地区には多数の日系企業のオフィスや工場が集結しており、また在滬日本人も多数居住しているため、一瞥する価値のある通知である。(上記の2つの文件資料も別途サイト情報で紹介している)
6	市人民代表大会常務委員会公告[2021]84号	『浦東新区における「一業一証」制度の改革を深化される規定』	市人民代表大会常務委員会	2021/9/28 公布 2021/10/1 施行	浦東新区の審査認可手続で運用されてきた制度の改革に関する規定。浦東新区では企業法人が行う設立認可、営業許可証、その他諸々の行政手続において、行政当局はすでに「一業一証」(一業種・一証書)制度に基づいて審査・認可・監督・管理・指導等を実施してきたが、これはその改正について詳細な規定を設けているので域内で操業する外商投資企業あるいはこれから浦東新区に進出する計画がある投資家は必見の法令と言える。

NO	文件番号	法令あるいは政府通達の名称	公布機関	公布/施行期日	内容の概略
7	市人民代表大会常務委員会公告[2021]85号	『浦東新区市場主体退出若干規定』	市人民代表大会常務委員会	2021/9/28 公布 2021/11/1 施行	浦東新区で登記の抹消手続を行う場合に適用する規定。ここでは「市場主体」という用語が使われているが、平たく言えば企業法人のことで、これには有限責任公司/非企業法人/パートナーシップによる経営主体/個人の独資企業(すなわち自営業)等が含まれ、またこれらの組織が登記の抹消手続を実施する場合の要件を定めているが、この抹消手続についても債権・債務の有無、その清算の有無、経営実態の有無、抵当や質権の設定の有無等によって「簡易抹消」「承諾制抹消」「行政機関による強制抹消」等に分かれ、それぞれのケースで要件を定めている。但し、通常の外商投資企業の場合はほとんどのケースが企業清算の關係法令に基づいて実施する「一般抹消」であることから、本規定にさほどの注意を払わなくてもよいと思われる。
8	滬府弁発[2021]25号	『外国貿易新業態新方式の迅速な発展に関する通知』	市人民政府 市財政局	2021/10/15 公布	國務院弁公庁が公布した『外国貿易新業態新方式の迅速な発展に関する意見』に基づいて上海市人民政府が公布した行政通知。上海市は今年4月に中央政府が策定した「第14期五カ年計画」に対応して「第14期五カ年計画」における上海国際貿易センターのグレードアップ計画(滬府発[2021]2号)と『上海市国際消費都市の建設と持続的消費拡大の促進に関する若干の措置』(いずれも本レポートで解説済み)を公布しているが、その第3弾の重点政策として前出の虹橋地区の再開発計画、さらに第四弾として本通知を公布しているが、特に本通知は先ごろ成立したRCEP(東アジア地域包括的経済連携協定)にコミットするために脱炭素・新エネルギー政策/輸出入管理のデジタル化/金融システムの改革/知的財産権保護の強化/RCEPに対応する人材の育成等、23項目にわたる各種の新たな施策を打ち出しており、その実施過程ではAIとビッグデータを効果的に運用するとしている。外商投資企業は必見の法令である。
9	滬府令[2021]56号	『上海市再生資源回収管理弁法』	市人民政府	2021/10/15 公布 2021/12/1 施行	2012年の12月から施行してきた『上海市再生資源回収管理弁法』の改正法である。脱炭素とサステナブル消費が提唱される現状では新たな資源回収技術が進化し、さらに新型のリサイクル設備も稼働しており、ゴミ資源の回収後の処理方法も長足の進歩を遂げていること等により現行法の改正に踏み切ったものと思われる。
10	滬府弁発[2021]27号	『上海市国際グリーン金融サービス加速して炭素排出ピークアウト・カーボンニュートラル目標の実施意見』	市人民政府 市財政局	2021/10/19 公布 2021/11/1 施行	昨年、中国は気候変動対策として、2030年までに二酸化炭素排出量のピークアウトを実現させ、2060年にカーボンニュートラル(「炭達峰・炭中和」これら2件を「双炭」と称している)を実現するという「3060目標」を掲げた。さらに環境問題に配慮した金融投資(すなわちグリーン金融)に展開するための制度の確立を目指している。グリーン金融・グリーン投資とは欧米の金融投資家が投資決定をする際の分類として提唱してきたコンセプトであるが中国もこれに倣っていこうとするもので、この「意見」はその基本思想を反映したものである。またすでに中国人民銀行が首領を取り、国内の金融/証券/保険/投資/大学研究機関の關係者で理事会を構成する「中国金融学会綠色金融専門委員会」という組織もあり、外商投資企業でもこの種のグリーン政策を無視すべきでないだろう。
11	滬府発[2021]23号	『上海市健全なグリーン低炭素循環経済システムの確立の加速に関する実施方案』	市人民政府	2021/10/21 公布	前出の「実施意見」に関連する政策で、グリーン低炭素循環経済システムを確立するための政府各部門の任務、域内の各地経済開発区のグリーン目標、企業に対するガイドラインと脱炭素技術のイノベーション、これらグリーン政策の法制化の促進等、26項目にわたって言及している。上海版の脱炭素政策を知る上では恰好の法令と言えるので、外商投資企業でも今後の事業戦略の参考にできると思われる。
12	滬商規[2021]7号	『上海市貿易調整援助弁法』	市商務委員会 市經濟信息化委員会 市財政局 人力資源社会保障局	2021/10/28 公布 2021/12/1 施行	国際貿易における一種の安全保障政策を法制化したものである。本法令でいう「貿易調整援助」とは、国際貿易を展開する企業が国際社会から差別的な扱いを受けたり、その他諸々の突発的な異常事態が発生して国際貿易上の環境の劇的な変化に遭遇して経営的な苦境に陥った場合においては、政府による資金的なサポートや情報の提供等の援助を受け、難局を乗り越える手段を講じるとするもので、政府援助の範囲、方式、援助の申請方法、除外規定等を設けている。例えば原油の国際価格の高騰に直面して小売り価格が一定のラインをオーバーした場合は政府が石油元売り企業に資金的な補助を行うといった日本政府のやり方にも通じるところがあるが、中国では、欧米との経済的な摩擦に起因して国際貿易上で不利益な状況に遭遇するケースが発生しており、この種の危機に対応する法制度として注目すべき法令と言える。